

令和6年度地域と未来をつなぐゼミ事業委託業務に係る公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年2月7日

産業人材育成課長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度地域と未来をつなぐゼミ事業委託業務

(2) 業務の目的

子どもたちに地域企業・地域産業の魅力を伝え、地域産業での就労を意識づけ、未来の県内産業を担う人材育成を図るとともに、本事業を通じて地域の大人が自分の仕事の魅力・意義を再認識することで、今後のキャリア形成につなげることを目的です。

(3) 業務内容

本業務は、県内の中学校及び特別支援学校において、生徒が地域の産業・企業の魅力を学び、将来長野県での就職を意識づけるための講座を開催してもらうものです。

本講座は、学校における授業の一環として開催するため、講座の実施に当たって、参加校の募集、学校との連絡調整、講師の確保・調整を行うとともに、本講座の受講により、生徒を具体的なキャリア形成へと導き県内企業への就職を意識させるため講座の構成を考えていただき、受講生のキャリア形成支援を行っていただきます。

なお、業務の効果検証のため、受講者アンケートを実施していただきます。

(4) 仕様等

別添業務委託仕様書（案）のとおりに

※業務委託仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後提案内容等を踏まえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、御了承ください。契約後の仕様変更については、その都度委託者から協議させていただきます。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

(ア) 業務の実施方針

- ・業務を遂行する上での基本的な考え方等

(イ) 業務の実施体制

- ・業務スタッフの実施体制
（メンバー構成、各スタッフの業務内容、危機管理体制等）
- ・業務の実施スケジュール

(ウ) 講座の実施方法・内容

- ・講座の実施方法
- ・生徒に地域の産業・企業に関心を持たせる工夫等の提案
- ・生徒を具体的なキャリア形成へと導き県内企業への就職を意識させる講座構成の提案

- ・ 県内10圏域に偏りなく実施し、地域の企業を巻き込みながら産業界と教育現場が直接つながる関係づくりの土台を作るための工夫

(エ) 業務に要する経費及びその内訳（委託業務に係る概算経費見積）

(オ) 関連業務の実績等

※事業の概要がわかるように記載してください。

(6) 業務の実施場所 長野県内

(7) 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月7日

(8) 費用の上限額 10,174,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (8) 過去5年間に、キャリア教育に関する業務又はそれに類する業務の実績を有していること。
- (9) 長野県庁で行うプレゼンテーション審査及び打合せ等に参加できる者。公募型プロポーザル方式の落札決定基準等については別記のとおり。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(4) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2（住所記載不要）	
長野県 産業労働部 産業人材育成課 人材育成支援係（県庁5階） 担当：赤星	
電話	026-235-7202（直通）026-232-0111（代表）内線 2986
ファックス	026-235-7328
メール	jinzai2@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 **令和6年2月21日（水）**（提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 3(3)に同じ。
- ③ 提出方法 持参、郵送、FAX又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業人材育成課に到達したもの、メール又はFAXによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレス又はFAX番号で受信できたものに限り、郵送、FAX又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により産業人材育成課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業人材育成課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(3)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(7) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は実施しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(3)に同じ。

- (2) 受付期間 令和6年2月26日(月)まで(提出時間は午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。))
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 産業人材育成課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年3月1日(金)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表(例)による。
- (3) 企画書記載上の留意事項
 - ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
 - ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
 - ① 受付場所 3(3)に同じ。
 - ② 受付時間 令和6年2月26日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。)
 - ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和6年3月6日(水)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
 - ② 提出先 3(3)に同じ。
 - ③ 提出部数 6部
 - ④ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに産業人材育成課に到達したものに限りません。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認してください。
- (6) 企画提案の選定基準
企画提案は、別添「令和6年度地域と未来をつなぐゼミ事業評価基準(以下「評価基準」という。)に基づいて選定されます。
- (7) 企画提案の選定の方法
 - ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

・実施日時 **令和6年3月8日(金)** (予定。時間は各参加者へ個別に連絡します)

・場 所 企画提案書を提出いただいた方へ別途連絡します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業人材育成課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業人材育成課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業人材育成課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業人材育成課長に対して非該当理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(3)に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

① 企画提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添委託契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は休日明けまで、メールまたはFAXによる場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）により産業人材育成課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業人材育成課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3(3)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。
- (6) 本業務に関連する事項は、契約に係る予算が議会で議決され、4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。